

町からのお知らせ

日時 場所 料金 対象者 申込 内容 定員 問合せ 他 その他

町からのお知らせ

日時 場所 料金 対象者 申込 内容 定員 問合せ 他 その他

マイナンバーカード手続の特別開庁

◆平日の時間内に来庁できない方へマイナンバーカードの申請、受領、電子証明書の更新業務を行います。窓口で申請用の写真撮影のサービスも行います。(無料)

◆特別開庁時は、通常の窓口業務(住民票等証明書の発行や住民異動の手続き)はできません。

予約方法 事前にお電話ください。

※特別開庁時は、通常の窓口業務(住民票等証明書の発行や住民異動の手続き)はできません。

マイナンバーカード 公金受取口座情報の確認

◆マイナンバーカードに紐つけた口座情報の確認をお願いします。

確認方法 マイナポータルにログイン後、注目の情報で「公金受取口座の登録・変更」を選び、マイナンバーカードを使用して確認ください。

マイナンバーカード 公金受取口座情報の確認

◆マイナンバーカードに紐つけた口座情報の確認をお願いします。

確認方法 マイナポータルにログイン後、注目の情報で「公金受取口座の登録・変更」を選び、マイナンバーカードを使用して確認ください。

マイナンバーカード 健康いきいき課からのお知らせ

◆これから蚊が発生する季節を迎える。蚊が媒介する感染症にかかるないよす。蚊を介する感染症の予防対策

マイナンバーカード 健康いきいき課からのお知らせ

◆これから蚊が発生する季節を迎える。蚊が媒介する感染症にかかるないよす。蚊を介する感染症の予防対策

ためには、感染症の流行地域で蚊に刺されない、住まいの周囲に蚊を増やさない対策をすることが重要です。

◆海外へ渡航する際には、渡航前に現地での流行状況を把握しましょう。もし蚊を媒介とする感染症の流行地域へ渡航される場合には、蚊に刺されないように万全な対策をしましょう。

・屋外の蚊が多くいる場所で活動する場合は、できるだけ肌を露出せず、虫よけ剤を使用するなど、蚊に刺されない対策をしましょう。

・これから蚊が増やすないようにするには、蚊は、小さな水たまりで発生するので、田畠から住まいの周囲の水たまりを無くすように心がけましょう。

※蚊の活動は概ね10月下旬頃で終息します。これらの対策は10月下旬頃までを自安に行いましょう。

長寿生きがい課からのお知らせ

◆これから蚊が発生する季節を迎える。蚊が媒介する感染症にかかるないよす。蚊を介する感染症の予防対策

長寿生きがい課からのお知らせ

◆これから蚊が発生する季節を迎える。蚊が媒介する感染症にかかるないよす。蚊を介する感染症の予防対策

7月は虐待ゼロ推進月間

◆これから蚊が発生する季節を迎える。蚊が媒介する感染症にかかるないよす。蚊を介する感染症の予防対策

7月は虐待ゼロ推進月間

◆これから蚊が発生する季節を迎える。蚊が媒介する感染症にかかるないよす。蚊を介する感染症の予防対策

虐待はいかなる理由があつても禁止されるものです。虐待を発見した、虐待を受けている、虐待をしてしまったなどの場合は、「埼玉県虐待通報ダイヤル#7171」に電話してください。(ひかり電話、IP電話、ダイヤル回線、PHSを利用の場合0120-80-7171、どちらもつながらない場合は048-762-7533)

環境課からのお知らせ

◆これから蚊が発生する季節を迎える。蚊が媒介する感染症にかかるないよす。蚊を介する感染症の予防対策

野外焼却の禁止

◆これから蚊が発生する季節を迎える。蚊が媒介する感染症にかかるないよす。蚊を介する感染症の予防対策

廃棄物の野外焼却は、原則法律で禁止されています。違反すると、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金または、その両方の罰則が科せられる恐れがあります。やむを得ず軽微な焼却をする場合も煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度の少量にとどめたり、風向きや強さ、時間帯を考慮するなどご近所の理解を得て迷惑にならな

い、風向きや強さ、時間帯を考慮するなどご近所の理解を得て迷惑にならな

い、風向きや強さ、時間帯を考慮するなどご近所の理解を得て迷惑にならな

相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。

◆申請期限 内①HPVワクチン接種前の不安、疑問などの相談

料無料(1回あたり30分まで)

◆申請期限 内②HPVワクチン接種後の不安、疑惑

問、定期検診などに関する相談(接種後の体調変化など症状のある方は接種をうけた医師、またはかかりつけの医師にご相談ください)

◆対象児童 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)

物価高騰対策として、低所得の子育て世帯に対し、給付金を支給します。

◆対象児童 平成17年4月2日から令和6年2月末までに生まれた子供

◆支給対象者 対象児童(特別児童扶養手当対象児童は平成15年4月2日生から)の養育者であって、令和5年1月1日以後の収入が急変し、住民税均等割が非課税相当の収入となつた方

◆支給額 対象児童一人につき、5万円

◆支給手続 対象児童一人につき、5万円

申請書類は役場窓口または町ホームページでダウンロードできます。

◆申請期限 令和6年2月29日(木)

※令和5年5月31日支給「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金」を受給された方は対象外。

◆強化月間・再犯防止啓発月間

社会を明るくする運動とは、すべての人が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。7月は強化月間、再犯防止月間となります。

埼玉県更生保護女性連盟・小川地区「社会を明るくする運動」期間中に「愛の募金運動」を行っています。

埼玉県更生保護女性会では、法務省主唱の「愛の募金運動」を行っています。

愛の募金を通して更生保護施設への助成、愛の図書の配布、DV被害者への支援等の資金的な援助を行っています。

活動の趣旨をご理解いただき、ご支援ご協力をお願いします。

申請期限 8月31日(木)まで

◆支給額 対象児童一人につき、5万円

◆支給手続 対象児童一人につき、5万円

◆支給額 対象児童一人につき、5万円

◆支給手續 対象児童一人につき、5万円

申請期限 8月31日(木)まで

◆支給額 対象児童一人につき、5万円

◆支給手續 対象児童一人につき、5万円

◆支給額 対象児童一人につき、5万円

◆支給手續 対象児童一人につき、5万円

◆支給額 対象児童一人につき、5万円

◆支給手續 対象児童一人につき、5万円

◆支給額 対象児童一人につき、5万円

◆支給手續 対象児童一人につき、5万円

申請期限 8月31日(木)まで

◆支給額 対象児童一人につき、5万円

◆支給手續 対象児童一人につき、5万円

◆支給額 対象児童一人につき、5万円

◆支給手續 対象児童一人につき、5万円

◆支給額 対象児童一人につき、5万円

◆支給手續 対象児童一人につき、5万円

◆支給額 対象児童一人につき、5万円

◆支給手續 対象児童一人につき、5万円

申請期限 8月31日(木)まで

◆支給額 対象児童一人につき、5万円

◆支給手續 対象児童一人につき、5万円

◆支給額 対象児童一人につき、5万円

◆支給手續 対象児童一人につき、5万円

◆支給額 対象児童一人につき、5万円

◆支給手續 対象児童一人につき、5万円

◆支給額 対象児童一人につき、5万円

◆支給手續 対象児童一人につき、5万円

申請期限 8月31日(木)まで

◆支給額 対象児童一人につき、5万円

◆支給手續 対象児童一人につき、5万円

◆支給額 対象児童一人につき、5万円

◆支給手續 対象児童一人につき、5万円

◆支給額 対象児童一人につき、5万円

◆支給手續 対象児童一人につき、5万円

◆支給額 対象児童一人につき、5万円

◆支給手續 対象児童一人につき、5万円

申請期限 8月31日(木)まで

◆支給額 対象児童一人につき、5万円

◆支給手續 対象児童一人につき、5万円

◆支給額 対象児童一人につき、5万円

◆支給手續 対象児童一人につき、5万円

◆支給額 対象児童一人につき、5万円

◆支給手續 対象児童一人につき、5万円

◆支給額 対象児童一人につき、5万円

◆支給手續 対象児童一人につき、5万円

申請期限 8月31日(木)まで

◆支給額 対象児童一人につき、5万円

◆支給手續 対象児童一人につき、5万円

◆支給額 対象児童一人につき、5万円

◆支給手續 対象児童一人につき、5万円

◆支給額 対象児童一人につき、5万円

◆支給手續 対象児童一人につき、5万円

◆支給額 対象児童一人につき、5万円

◆支給手續 対象児童一人につき、5万円

申請期限 8月31日(木)まで

◆支給額 対象児童一人につき、5万円

◆支給手續 対象児童一人につき、5万円